

# 令和4年11月文京区議会定例議会提案事項

【令和4年11月8日】

## 1 文京区立地域活動センター条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 区立大塚地域活動センターの位置を変更するとともに、施設を改め、及び附帯設備を設けるため、提案する。

(2) 改正内容

区立大塚地域活動センターの移転に伴う改正

ア 位置の変更（別表第1）

東京都文京区大塚一丁目5番17号 → 東京都文京区大塚一丁目4番1号

イ 施設及び使用料（別表第2）

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
和室 A	900円	1,100円	1,100円
和室 B	900円	1,100円	1,100円
多目的室A	1,800円	2,100円	2,100円
多目的室B	1,800円	2,100円	2,100円

ウ 附帯設備の新設（別表第2）

液晶プロジェクター 1台1回200円

(3) 施行期日 令和5年4月1日

## 2 文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担額を引き上げるため、提案する。

(2) 改正内容

ア 一般運送契約以外の契約である場合における自動車の使用に係る公費負担額の引上げ（第4条）

(7) 自動車の借入契約である場合

1日当たり 15,800円 → 16,100円

(4) 自動車の燃料の供給に関する契約である場合

1日当たり 7,560円 → 7,700円

イ ビラの作成に係る公費負担額の引上げ（第6条及び第8条）

1枚当たり 7円51銭 → 7円73銭

ウ ポスターの作成に係る公費負担額の引上げ（第11条）

(7) 印刷費

1枚当たり 525円6銭 → 541円31銭

(4) 企画費 310,500円 → 316,250円

(3) 施行期日 公布の日

### 3 文京区シルバーピア条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 高齢者民間アパート借上げ事業の廃止に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容  
文京区高齢者民間アパート借上げ事業の廃止に伴い、使用者資格の特例及び公募の例外における当該事業に係る規定を削除する。(第6条及び第10条)
- (3) 施行期日 公布の日

### 4 文京区立住宅条例を廃止する条例

- (1) 提案理由 区立住宅を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容 文京区立住宅条例(平成14年6月文京区条例第31号)の廃止
- (3) 施行期日等  
ア 施行期日 令和5年3月1日  
イ 経過措置 施行日前に使用の許可等を受けた者に係る保証金の還付等、費用の負担、費用の賠償等、原状回復及び明渡し請求に関する取扱いについては、なお従前の例による。

### 5 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容  
一時利用制自転車駐車場及び定期利用制自転車駐車場の新設(別表第1)  
中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場 東京都文京区大塚一丁目4番1号
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

### 6 文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 廃棄物処理手数料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容  
廃棄物処理手数料の改定(別表)  
ア 1日平均10kgを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者  
(1日平均10kgを超える量1kgにつき) 40円 → 46円  
イ 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者  
(1kgにつき) 40円 → 46円  
有料ごみ処理券を添付して排出するとき  
(50までごと) 38円 → 43円50銭  
ウ 臨時に排出する占有者又は事業者  
(1kgにつき) 40円 → 46円  
(粗大ごみの限度額) 2,800円 → 3,200円
- (3) 施行期日 令和5年10月1日

## 7 文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 医療費の助成の対象を拡大するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 題名の変更  
文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例  
↓  
文京区子どもの医療費の助成に関する条例
  - イ 医療費の助成の対象の拡大  
15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者の追加
  - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

## 8 文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 区立キッズルーム茗荷谷を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 名称 キッズルーム茗荷谷
  - イ 所在地 東京都文京区大塚一丁目4番1号
  - ウ 開所時間 午前8時から午後7時まで
  - エ 休所日
    - ・ 日曜日
    - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）
    - ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

## 9 財産の無償譲渡について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、提案する。
- (2) 財産の表示
  - 名称 第一清水谷橋
  - 所在 東京都文京区小日向四丁目6番先から7番先まで
  - 区分 工作物（橋りょう）
  - 延長 22.45m
  - 幅員 6.05m
- (3) 譲渡の相手方 東京都台東区東上野三丁目19番6号  
東京地下鉄株式会社  
代表取締役社長 山村明義

## 10 文京区立林町小学校増築校舎借上契約

- (1) 契約の目的 文京区立林町小学校校舎増築
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による  
随意契約
- (3) 契約金額 金4億7,850万円
- (4) 契約の相手方 東京都新宿区西新宿七丁目2番5号  
立川ハウス工業株式会社本店営業部  
所長 河西決

### 【参考】

- ① 契約期間 令和4年12月2日から令和9年9月30日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 教育費 学校教育費  
令和5年度から令和9年度まで 債務負担行為

## 11 文京区立誠之小学校改築その他工事請負契約の一部変更について

- (1) 提案理由 工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。
- (2) 変更内容
  - ア 契約の目的 文京区立誠之小学校改築その他工事
  - イ 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による  
随意契約
  - ウ 契約金額 金61億2,624万4,000円  
(変更前の契約金額 金57億9,030万4,000円)
  - エ 契約の相手方 日本・アサヒ・リン・ドス建設共同企業体
    - 構成員（代表者） 東京都港区芝三丁目8番2号  
日本建設株式会社東京支店  
専務取締役執行役員支店長 佐久間昭司
    - 構成員 東京都文京区小日向三丁目15番13号  
株式会社アサヒ  
代表取締役 成瀬俊雄
    - 構成員 東京都文京区千石四丁目26番19号  
株式会社リン・ドス  
代表取締役 東海林諭

### 【参考】

- ① 工期 平成30年11月16日から令和6年6月13日まで  
(変更前の工期 平成30年11月16日から令和5年7月31日まで)
- ② 支出科目 平成30年度から令和4年度まで 一般会計 教育費 学校教育費  
令和5年度 債務負担行為  
令和6年度 債務負担行為

## 12 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和4年5月14日、文京区立大塚公園内の樹木が倒れたことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 被害調査費及び家屋修繕工事費を区が負担する。
- (4) 賠償金額 金539万4,950円
- (5) 相手方 倒木により被害が生じた家屋の所有者

## 13 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和4年5月14日、文京区立大塚公園内の樹木が倒れたことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 被害調査費、家屋修繕工事費及び車両修理費を区が負担する。
- (4) 賠償金額 金312万9,478円
- (5) 相手方 倒木により被害が生じた家屋及び車両の所有者

## 14 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和4年5月14日、文京区立大塚公園内の樹木が倒れたことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 電柱復旧工事費を区が負担する。
- (4) 賠償金額 金222万3,875円
- (5) 相手方 東京都港区西新橋三丁目22番8号  
東日本電信電話株式会社東京事業部  
設備部長 瀬川浩司

## 15 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和4年5月14日、文京区立大塚公園内の樹木が倒れたことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 支線柱復旧工事費を区が負担する。
- (4) 賠償金額 金103万2,861円
- (5) 相手方 東京都中央区日本橋三丁目5番19号5階  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社東京企業損害サービス部東京企業火災新種第一サービスセンター  
所長 中村諭

**16 文京区勤労福祉会館の指定管理者の指定について**

- (1) 提案理由 勤労福祉会館の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
  - ア 公の施設 文京区勤労福祉会館
  - イ 指定管理者 株式会社オーエンス  
東京都中央区銀座四丁目12番15号
  - ウ 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**17 文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者の指定について**

- (1) 提案理由 文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
  - ア 公の施設 文京福祉センター江戸川橋  
文京福祉センター湯島
  - イ 指定管理者 社会福祉法人武蔵野会  
東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201
  - ウ 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**18 令和4年度文京区一般会計補正予算**